

令和2年9月第8回亙理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和2年9月3日第8回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄 2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進 4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子 6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一 8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦 10番 木村 満

11番 森 義洋 12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一 14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行 16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭 18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	山田周伸	副町長	三戸部貞雄
総務課長	牛坂昌浩	企画課長	齋義弘
財政課長	大堀俊之	税務課長	佐々木厚
町民生活課長	岡崎詳子	福祉課長	佐藤育弘
長寿介護課長	橋元栄樹	子ども未来課長	岩泉文彦
健康推進課長	齋藤彰	農林水産課長	菊池広幸
商工観光課長	関本博之	都市建設課長	袴田英美
施設管理課長	齋藤輝彦	上下水道課長	齋藤秀幸
会計管理者兼会計課長	菊地邦博	教育課長	奥野光正
教育次長	南條守一	教育総務課長	太田貴史
生涯学習課長	片岡正春	農業委員会事務局長	山田勝徳
選挙管理委員会書記長	牛坂昌浩	代表監査委員	渋谷憲之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西山茂男	庶務班長	佐藤貴
主事	片岡工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入なら
びに互理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保
に関する陳情

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

会議が始まる前に議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、取材のため河北新報社から傍聴席での写真撮影の申し入れを許可
しておりますので、ご了承願います。

これより令和2年9月第8回互理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 小野一雄議員、2番
鈴木邦彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から18日までの16日間とい

たしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 18 日までの 16 日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、地方自治法第 121 条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第 2、町長提出議案についてであります。町長から、議案 7 件、諮問 2 件、報告 3 件並びに令和元年度各種会計決算認定案 10 件の合計 22 件の議案が提出されております。

第 3、一般質問についてであります。一般質問の通告を 11 名から受理しております。

第 4、請願・陳情等についてであります。陳情 2 件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第 5、議員派遣の件について、会議規則第 126 条第 1 項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書 1 件が提出されておりますので報告いたします。

第 6、監査委員から例月出納検査結果報告書及び随時監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第 7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第 3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 皆さん、おはようございます。令和2年第8回亘理町議会定例会議案の説明をさせていただきます。

本日、第8回亘理町議会定例会を開催するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議を賜りますのは、議案7件、諮問2件、報告3件及び認定10件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第67号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されたことに伴い、引用法律名の変更等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第68号「亘理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、令和元年10月1日から実施された幼児教育・保育の無償化に関し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、用語の整理を行うとともに、食事の提供に要する費用の取扱い等を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第69号「亘理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が公布されたことに伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間を延長するほか、管理者の取扱いを変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第70号「物品購入契約の締結について（令和2年度防災備蓄品購入事業）」につきましては、去る8月7日に入札を執行した物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるもので

あります。

議案第71号「字の区域を新たに画することについて」につきましては、平成30年度から施工してまいりました県営土地改良事業（区画整理事業）荒浜北部地区横山分区が、令和3年度で換地処分を行い、事業が完了する運びとなっております。この換地処分を行うことに伴い、圃場整備施工区域内の字名を変更する必要が生じたため、荒浜北部地区横山分区字界変更検討委員会を設置し検討してまいりましたが、その結果がまとまりましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第72号「令和2年度亙理町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,867万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億4,288万6,000円とするものであります。

初めに、今回の補正につきましては、各款にわたり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止または縮小することとした町主催行事、イベント等に係る事業費の減額補正を行っております。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、戸籍住民基本台帳事務経費において、住民基本台帳法の改正に伴い、国外転出者のマイナンバーカード等の利用を開始するために、必要となる関係システムの改修費913万円を追加補正するものであります。以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、障害者福祉費において、障害福祉サービス事業所の給付費不正受給に伴う国、県への返還金として164万4,000円を追加補正するほか、児童福祉事務経費におきましては、令和元年度分の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い、国、県への返還金288万3,000円を追加補正するものであります。

次に、新生児子育て支援臨時給付金支給経費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国の特別定額給付金の対象とならない新生児の保護者等に対し臨時給付金を支給するものであり、給付金等1,009万5,000円を追加補正するものであります。併せて、申請受付期間が次年度にまたがることから、令和3年度分の債務負担行為を設定するものであります。以上が民生費の主なものであります。

4款衛生費につきましては、亙理葬祭場の待合室、休憩室等で雨漏りが生じていることから、亙理地区行政事務組合経費において屋上防水等改修工事に係る負担金1,708万6,000円を追加補正するほか、予防接種経費におきましては、ロタウイルス感染症が定期予防接種の対象として追加されることに伴う委託料の増額等、及び造血幹細胞移植後の各種ワクチン再接種費用に係る助成金を合わせて226万5,000円を追加補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、用排水路管理経費において、7月下旬の大雨により土砂が堆積した吉田地区の用排水路補修工事費、及び経年劣化により機能が低下している岩地蔵幹線用排水路桜小路除塵機の機能診断等に係る補助金などを合わせて、343万5,000円を追加補正するものであります。

次に、水産業振興経費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、漁業者の収入が大幅に減少していることから、経営継続支援給付金の追加支給を行うものであり、給付金等560万2,000円を追加補正するものであります。以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付事業経費において、感染拡大の影響に伴う売上げの減少等により経営の安定に支障が生じている事業者に対し、事業継続支援給付金の追加支給を行うものであり、給付金等3,853万5,000円を追加補正するものであります。以上が商工費の主なものであります。

8款土木費につきましては、河川事務経費において、7月下旬の大雨により土砂が堆積した水路の浚渫業務委託料及び河川維持補修工事費として、合わせて300万円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましては、防災事務経費において、指定避難所である小中学校にテレビアンテナを設置するための工事費203万9,000円を追加補正するものであり、以上が消防費の主なものであります。

10款教育費につきましては、小学校施設整備事業費において、老朽化した逢隈小学校東校舎の照明器具交換工事費及び荒浜小学校の高圧気中開閉器交換工事費等として869万円を追加補正するものであります。

次に、中学校施設整備事業費におきましては、逢隈中学校の受水槽が漏水していることから、更新工事費として606万1,000円を追加補正するほか、荒浜体育館経

費におきましては、消火栓の配管部分が破損していることから、消火管改修工事費480万円を追加補正するものであります。

続いて、運動場等管理経費におきましては、鳥の海公園に複合遊具を設置するための工事費300万円を追加補正するものであり、以上が教育費の主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方特例交付金につきましては、交付額の確定に伴い、住宅借入金等の特別税額控除及び自動車税環境性能割交付金等臨時的軽減の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための減収補てん特例交付金1,930万8,000円を追加補正するものであります。

14款国庫支出金につきましては、国外転出者のマイナンバーカード等利用に係るシステム改修費の財源等として、総務管理費補助金943万4,000円を追加補正するものが主なものであります。

15款県支出金につきましては、歳出における事業者の経営継続に係る追加支援事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金4,400万円を追加補正するものが主なものであります。

17款寄附金につきましては、鳥の海公園における複合遊具設置の目的で、NTTドコモグループ社員一同様よりご寄附を頂戴する運びとなったほか、小学校図書整備及び中学校部活動支援の目的で寄附を頂いたことから、合わせて229万円を追加補正するものであります。改めまして、衷心より御礼を申し上げます。

18款繰入金につきましては、過年度事業費の精算に伴う増額分として東日本大震災復興交付金基金繰入金35万8,000円を追加補正するほか、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金387万2,000円を追加補正するものが主なものであります。

20款諸収入につきましては、障害福祉サービス費の不正受給に係る事業所からの返還金として325万9,000円を追加補正するものが主なものであります。

21款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、280万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の補正につきましては、新生児子育て支援臨時給付金支給事業において、令和3年度分の限度額を設定するとともに、伊達実元霊屋修復事業

において、令和3年度における限度額の変更を行うものであります。

最後に、第3表地方債の補正につきましては、臨時財政対策債借入額の確定に伴い、3億3,230万円としていた借入限度額を3億3,510万円に変更するものであります。

議案第73号「令和2年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,844万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出における令和元年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金として4,023万6,000円を追加補正するとともに、歳入におきましても令和元年度事業費の精算に伴う追加交付額として介護給付費交付金802万7,000円、地域支援事業支援交付金9万3,000円を追加補正するものであります。また、額の確定に伴い繰越金8万9,000円を追加補正するものでありますが、これら歳入歳出の差引きにより歳入不足となるため、歳出における介護給付費準備基金積立金3,202万7,000円を減額補正するものであります。

次に、諮問案件についてご説明申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち2名の委員の任期が令和2年12月31日に満了するため、諮問第1号につきましては、引き続き菊池芳晴氏を、諮問第2号につきましては、新たに渡邊佳子氏をそれぞれ人権擁護委員として推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第15号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、令和2年7月17日に亙理町内で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、令和2年8月17日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

報告第16号「令和元年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について」につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、本町においては、令和元年度におきましても財政健全化法に

基づく4指標のいずれもが、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率で表すものであります。いずれの比率におきましても黒字となっているため、数値として表せないものであります。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%となっておりますが、令和元年度の比率につきましては、平成30年度より0.1ポイント下がり4.8%となったものであります。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として表せないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、「亘理町公共下水道事業特別会計」「わたり温泉鳥の海特別会計」「亘理町工業用地等造成事業特別会計」の3会計とも資金不足が生じていないため、数値として表せないものであります。

報告第17号「令和元年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について」につきましては、報告第16号と同じく資金不足が生じていないため、数値として表せないものであります。

最後に認定案件についてであります。認定第1号「令和元年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、令和元年度の歳入決算額199億5,918万6,000円に対し、歳出決算額190億8,354万7,000円となり、歳入歳出差引額は8億7,563万9,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費等繰越額3億7,275万9,000円を差し引いた実質収支額は、5億288万円の黒字となったものであります。

この認定第1号「令和元年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」のほか、認定第2号から第9号までの各種特別会計歳入歳出決算認定については会計管理者に、また認定第10号「令和元年度亘理町水道事業会計決算認定について」は上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入ならびに亘理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情

議長（佐藤 實君） 日程第4、陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入ならびに亘理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） お諮りいたします。陳情第9号については、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時29分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 一雄

署名議員 鈴木 邦彦